

【入札保証金及び契約保証金の免除について】

- 1 入札保証金及び契約保証金について、入札に参加しようとする者が島根県会計規則第 61 条の 2 の各号及び島根県会計規則第 69 条の 2 の各号のいずれかに該当する場合は、その納付を免除することができる。
- 2 本入札に係る入札保証金について、入札参加希望者が入札保証金の免除に関する誓約書（様式第 9 号）を提出し、入札説明書 4（2）により本入札の入札参加資格確認通知を受けた場合は、島根県会計規則第 61 条の 2 第 3 号の規定に該当するとして、入札保証金を免除する。
- 3 本入札に係る契約の契約保証金について、落札者が契約保証金の免除に関する誓約書（様式第 10 号）を提出した場合には、島根県会計規則第 69 条の 2 第 7 号の規定に該当するとして、契約保証金を免除する。